

岐阜県公報

号外 (七) 令和二年四月一日

目次

規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一

告示

指定代理納付者の指定 (税務課) 二

個人事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び自動車税に係る徴収金の収納事務の委託 (同) 二

岐阜県障がい者総合就労支援センター所長印の制定 (労働雇用課) 三

岐阜県立障がい者職業能力開発校長印の制定 (同) 三

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令 (法務・情報公開課) 三

岐阜県議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令 (総務課) 四

規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則 (平成二十七年岐阜県規則第五百号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項中、「令和元年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合」については平成三十一年三月十五日までに、「令和二年四月十六日までに」の下に、「令和三年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合」については令和三年三月十五日までに、「令和四年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合」については令和四年三月十五日までに」を加える。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三三三	指定代理納付者に納付させる歳入 自動車税の種別割	指定代理納付者に歳入を納付させる期間 令和二年五月七日から令和三年三月三十一日まで
---	-----------------------------	--

岐阜県告示第百六十八号

岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第十二条第二項に規定する個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び岐阜県税条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岐阜県条例第八号）第二条の規定による改正前の岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）に規定する自動車税（以下「旧自動車税」という。）に係る徴収金の収納事務について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。
個人事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示（平成三十一年岐阜県告示第百二十八号）及び自動車税の種別割に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示（令和元年岐阜県告示第百四十五号）は、廃止する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

受託者の名称及び住所

委託内容

株式会社電算システム 岐阜市日置江一丁目五八番地	個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び旧自動車税の収納事務のとりまとめ
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び旧自動車税の収納
株式会社セブン イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八番地八	直営店舗、加盟店舗等における個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び旧自動車税の収納
株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦三丁目一番二二号	同右
ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	同右
山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一	同右
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番二号	同右
リビングシステム株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目一番一	口座振替の方法による個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び旧自動車税の収納
「ZINPAY」株式会社 東京都品川区西品川一丁目一番一	モバイル送金・決済サービス「ZINPAY」を利用した個人の事業税、不動産取得税、自動車税の種別割及び旧自動車税の収納

岐阜県告示第百六十九号
岐阜県障がい者総合就労支援センター所長印を次のとおり定め、令和二年四月一日から使用する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 てん書
大き さ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県立障がい者総合就労支援センター所長

岐阜県告示第七十号

岐阜県立障がい者職業能力開発校長印を次のとおり定め、令和二年四月一日から使用する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 印影



書 体 てん書
大き さ 二十三ミリメートル平方

2



書 体 てん書
大き さ 二十三ミリメートル平方

二 公印管理者

岐阜県立障がい者職業能力開発校長

訓 令 甲

岐阜県訓令第十八号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

第四十二条第四項中「館長が歴史資料館に収蔵することを必要と認めた文書を」を

「歴史的価値のある公文書の基準として館長が別に定めるものに該当するものについ

て、「た」「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第六項中「整理」を「整理し、

に改める。

第七十四条第三項中「館長が歴史資料館に収蔵することを必要と認めた文書を」を

「歴史的価値のある公文書の基準として館長が別に定めるものに該当するものについ

て、「た」「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第四項中「整理」を「整理し、

に改める。

別表第一管財課の項の次に次のように加える。

県庁舎開設準備課

県開

別表第一地域産業課の項の次に次のように加える。

県産品流通支援課

県支

別表第一木工芸術スクールの項の次に次のように加える。

障がい者総合就労支援センター

障セ

障がい者職業能力開発校

障開

別表第一情報科学芸術大学院大学の項の次に次のように加える。

岐阜関ヶ原古戦場記念館

岐関記

別表第一森林文化アカデミーの項の次に次のように加える。

ぎふ木遊館

ぎ木

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

議 会 訓 令 甲

岐阜県議会訓令甲第一号

岐阜県議会事務局

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

岐阜県議会議長 小 川 恒 雄

岐阜県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

岐阜県議会事務局処務規程（昭和三十七年岐阜県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県議会事務局規程

第一条中「及び職員の服務」を「並びに職員の服務及び勤務条件」に改める。

第七条一の表に次のように加える。

警備業務専門職	上司の命を受け、警備業務に従事する。
秘書・会計業務専門職	上司の命を受け、秘書及び会計業務に従事する。
補助職員（事務補助）	上司の命を受け、事務の補助業務に従事する。

第八条第三項中「通勤手当」の下に「岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年岐阜県条例第一号）第一条に規定する会計年度任用職員にあつては、同条例第四条第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償」を加える。

「第六章 服務」を「第六章 服務及び勤務条件」に改める。

第二十四条の見出し中「服務」の下に「及び勤務条件」を加え、同条中「服務」の下に「及び給与、勤務時間その他の勤務条件」を加える。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社